

2019 年 7 月 10 日

郡市医師会長 殿

公益社団法人富山県医師会

会長 馬 瀬 大 助



インフルエンザにおける登校許可書等の取り扱いについて

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記については、平成 30 年 11 月に厚生労働省が作成した「今冬のインフルエンザ総合対策の推進についてー平成 30 年度インフルエンザ Q&A」において、「診断は診察に当たった医師が身体症状及び検査結果等を総合して、医学的見地に基づいて行うものであり、学校から特定の検査等の実施を全てに一律に求める必要はない。治癒の判断（治癒証明書）も同様である。」との記載がされております。またインフルエンザ出席停止の期間については学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項に、「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで」と規定されております。

これを踏まえ、富山県医師会と富山県教育委員会で協議し、今後はインフルエンザ登校許可書については「原則不要」として取り扱うこととなりましたので、貴医師会内関係医療機関等にご周知いただきますようお願いいたします。

また、このことに関しては 2019 年 7 月に県教育委員会から、市町村教育委員会教育長ならびに教育事務所長あてに同様な内容で情報提供されております。

記

【今後の取り扱いにかかる留意事項】

1 インフルエンザにおける登校許可書の取り扱いについて

原則不要とします。ただし状況に応じて、許可書を求められた場合には柔軟なご対応をお願いいたします。

2 インフルエンザの出席停止期間について

学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項に規定される「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで」に沿って、ご対応をお願いいたします。

3 市町村教育委員会との連携について

市町村教育委員会と連携し、インフルエンザにおける登校許可書の取り扱いについて、情報共有をお願いいたします。2019 年 7 月に富山県教育委員会から市町村教育委員会教育長ならびに教育事務所長あてに、インフルエンザにおける登校許可書の今後の取り扱いについて情報提供されております。

問合せ先：

富山県医師会事務局担当（森田）

Tel(076-429-4466)